

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	27 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から4年4月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、毎月、納付書により自宅か勤務先の近くの郵便局又は銀行で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳を見ると、申立期間当初の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、平成元年1月に行われたものと推認できることから、切替手続を行っておきながら、その後一度も国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、申立期間直後に厚生年金保険に加入し、平成4年10月に再び国民年金に加入しており、同年同月の国民年金保険料は、同年12月に納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、その時点で申立期間の保険料が未納であったとすれば、申立期間の一部は保険料を納付することが可能な期間であり、当該期間の保険料を納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の国民年金保険料額とおおむね一致している上、申立人の申立期間当時の職業及びその前後の期間の標準報酬月額から、申立人が申立期間の保険料を納付するだけの資力を有していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年2月まで

私は、申立期間当時、勤務先の厚生年金保険に加入していたが、雇用が不安定であったため国民年金の加入も継続し、国民年金保険料も納付していた。申立期間の保険料については、昭和52年5月に還付したとされているが、私は保険料の還付を受けていないので納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和52年2月について、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間と重複して国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する保険料の領収書により、51年9月から52年2月までの保険料が納付されていることが確認できるとともに、申立人は、51年9月から52年1月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていることから、申立人が主張するとおり、保険料を重複して納付していたことが認められる。

また、申立人は、そもそも任意加入の申出により国民年金の被保険者となったものであり、任意加入期間に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたことから、厚生年金保険の被保険者資格喪失時に申出は無かったと推認されるものの、任意加入を継続する意思を有していたと考えられることなどの特別の事情を有しているものと認められ、このような場合は、社会保険庁（当時）の通知（平成21年12月10日付け庁保発第1210002号）により、当該厚生年金保険の被保険者資格喪失後の期間に係る保険料が納付されていた場合には、当該通知以前の該当事案についても、当該厚生年金保険の被保険者資格喪失時に任意加入の申出があったものとして取

り扱うこととなっている。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 51 年 9 月から 52 年 1 月までの期間については、上述のとおり、申立人の所持する領収書により、当該期間の国民年金保険料を納付していたことは確認できるものの、申立人は、51 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となっており、当該期間の保険料は過誤納として扱われるべきものであることから、当該期間の保険料の還付手続が行われていたとすることについて、不自然さは見られない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、還付金を受け取っていないと主張しているが、申立人の被保険者名簿及び特殊台帳には、申立期間の保険料に係る還付金額、還付決定日等の記載があり、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 4090

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入してからずっと国民年金保険料を納付してきたが、ある時市役所で保険料の未納がないか確認したところ、数か月の未納があったので、さかのぼって保険料を納付した。未納期間の保険料はすべて納付し、保険料の未納がないようにしたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後35年以上にわたる国民年金加入期間の国民年金保険料を、すべて納付している上、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和40年6月に発行されていることが確認でき、その時点で、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間であることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月及び同年8月

私が転職のため、平成6年7月に会社を退職したことを契機に、妻が、私の国民年金の加入手続及び妻の国民年金被保険者種別変更手続を国民健康保険の加入手続と一緒に区役所で行った。その際、妻が、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に納付したはずである。申立期間について、一緒に納付した妻は、保険料が納付済みとされているのに、私の記録は未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年7月に、その妻が申立人の国民年金の加入手続及び自分の国民年金被保険者種別変更手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付したはずであると主張しているところ、その妻が所持する年金手帳を見ると、その妻の種別変更手続は、適時適切に行われていたものと推認できる上、その妻の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人の妻は、平成13年5月に申立人が会社を退職した際に、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったが、その際も6年7月の加入手続時と同様に申立人の年金手帳は持参しなかったと述べているところ、申立人は13年5月に国民年金の被保険者資格を取得し、同年同月の国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立期間についても被保険者資格を取得し、保険料が納付されていたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、当時の窓口での対応について具体的に記憶しているなど、その証言内容に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 10 月ごろ、将来のことを考えて市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、金額は憶えていないが、加入手続後に金融機関又は郵便局でさかのぼってまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った後に申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金加入手続は、昭和 57 年 10 月に行われていたものと推認でき、その時点で申立期間の保険料をさかのぼって納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする金融機関及び郵便局は当時実在し、保険料の収納業務を行っていたことから、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人の夫は、「妻(申立人)が国民年金の加入手続を行った後、未納が無いようにさかのぼって国民年金保険料を納付してきたと妻から聞いたことを記憶している。」と証言している。

加えて、申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年9月まで  
② 昭和55年2月及び同年3月

私は、会社を退職した昭和52年1月ごろ、当時住んでいた市の市役所支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が同支所で納付書により納付した。

その後、私は、昭和55年3月まで継続して国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、途中で辞めていない。申立期間が未加入又は還付された記録とされ、保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②に関して、申立人が所持している年金手帳に、任意加入被保険者の資格を喪失したのは「昭和55年3月21日」と記載され、申立期間当時居住していた市のゴム印が押されていること、及び同様に申立人が所持している昭和54年度国民年金保険料納入通知書兼領収書では、同日付けで昭和55年1月から同年3月までの保険料が同市の支所で収納されていることが確認でき、これらの資料から、申立人は、55年3月21日に市役所支所に出向いて、国民年金任意加入被保険者の資格喪失の手続を行うのに併せて、同年1月から同年3月までの保険料を納付したことが推認できる。

しかし、昭和55年3月21日を資格喪失日とすると、本来であれば、同年1月及び同年2月の国民年金保険料は収納できるものの同年3月の保険料を収納することはできないことになるが、当時、申立人は、同年3月まで国民年金被保険者の資格が継続されることを前提に同年3月の保険料を

納付し、同支所においても、申立人の意向に沿った事務処理を行ったものと考えられ、同年3月21日における同支所の事務取扱に誤りがあったことが認められる。

また、申立人の特殊台帳においては、申立人が国民年金任意加入被保険者資格を喪失した日は、「昭和55年3月21日」ではなく、「昭和55年2月22日」とされているが、前述のとおり、申立人が任意加入被保険者の資格喪失の手続を行ったのは、年金手帳に記載された資格喪失日及び国民年金保険料の領収日から「昭和55年3月21日」であると推認され、社会保険事務所（当時）における記録管理の誤りが認められる。

さらに、当該特殊台帳には、昭和54年度の備考欄に申立期間②である昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料の還付をうかがわせる記録が残されているものの、還付決定日についての記載が無く、54年10月から55年3月までの6か月分の保険料が納付された事実があるにもかかわらず、同台帳の進達欄には納付月数は0月とされるなど、明らかな誤記載も認められることを踏まえると、当該記録をもって申立期間②の保険料が還付されたとは認め難い。

加えて、特殊台帳の還付記録自体の信憑<sup>びよう</sup>性が疑われる以上、申立期間②の国民年金保険料は30年以上にわたって国庫歳入金として扱われていたものと認められ、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられることから、申立人が昭和55年3月時点で、被保険者資格を有していないことを理由として申立期間②の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の任意加入被保険者資格の喪失手続を行ったことはないと主張しているが、申立人が所持する年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人は、いったん「昭和53年12月28日」に被保険者資格を喪失した後、「昭和54年10月24日」に再取得している記録が残されていることから、当該期間については、申立人は国民年金に加入していなかったと考えるのが自然である。

また、国民年金の制度上、任意加入被保険者については、加入の申出を行った日の属する月より前は、さかのぼって被保険者資格を取得することや国民年金保険料を納付することはできないとされていることから、申立人は、未加入期間である申立期間①の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 4094

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年4月まで

私は、平成8年6月に会社を退職し、短期間の海外留学をしていた。帰国後に、母親と一緒に区役所に行き、留学中の国民年金について問い合わせたところ、国民年金保険料を納付しなければ年金受給額が減ると聞いたので、後日、国民年金の加入手続をすることにした。

平成9年4月ごろ、私の母親が区役所に行き、私の国民年金の加入手続を行い、その場で14万円ぐらいの国民年金保険料をまとめてさかのぼって納付したはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月ごろに、その母親が区役所で申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているところ、その母親は、申立人が帰国した後、申立人と一緒に区役所に行き、後日、加入手続を行った際に期末手当を使って保険料を納付したと述べるなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況を鮮明に記憶している上、母親が納付したとする保険料額は、実際にまとめて納付した場合の金額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間当時、申立人の両親は、共に収入があったことから、申立人の国民年金保険料を納付できる資力があったものと推認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回にわたって適切に行っている上、国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとと

もに、申立期間は1回、かつ11か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から同年7月まで

私と夫の国民年金に関する手続は、すべて私が行っており、平成8年5月ごろに勤務先を退職した際も、私が区役所の出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、私が、夫の保険料と一緒に納付書により銀行又は郵便局で納付した。

申立期間について、夫の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその夫の国民年金に関する手続は、すべて申立人が行い、平成8年5月ごろに勤務先を退職した際も、申立人が区役所の出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているところ、申立人及びその夫が所持する年金手帳を見ると、申立期間前の3年9月には、申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続及びその夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続が適時適切に行われ、8年1月にもその夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続が適時適切に行われていることが推認できる上、申立期間直後の同年8月の申立人の第3号被保険者への種別変更の処理は、同年11月に行われていることがオンライン記録により確認できることから、同年5月の申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われたと考えるも特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているところ、その夫の申立期間の保険料は、納付済みとされて

いることから、申立人のみが未加入とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の義母は、昭和 36 年 2 月に、市役所で私の国民年金の任意加入手続を行った。義母は、加入手続を行ったものの、1 年以上、私の国民年金保険料を納付していなかったため、義姉が、私の将来のことを考えて、義母に未納となっている保険料を納付するように話してくれたことから、義母は私の未納分の納付書を発行してもらい、後日、保険料をその納付書により郵便局でさかのぼって納付した。国民年金手帳については、加入手続当初に交付された手帳を紛失したことから、未納分の納付書を発行してもらう際に、併せて現在所持している国民年金手帳を再交付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、義母が、同期間の未納分の納付書を発行してもらい、郵便局でさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の所持する昭和 37 年 12 月 5 日に再交付された国民年金手帳には、申立人に、同期間の納付書が発行されていたことをうかがわせる記載がある上、その手帳が再交付された時点において、過年度により申立期間の保険料を納付することが可能であったとともに、申立人が納付したとする同郵便局は当時実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、義姉から、申立人の将来のことを考えて、申立期間の国民年金保険料を納付するように義母に話をしておいたと言われたことを具体的かつ鮮明に記憶している上、その義姉は、国民年金創設時から国民年金に

加入し、保険料を完納していることから、申立内容には信<sup>びょう</sup>憑性が認められる。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、種別変更手続を適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 4097

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月及び同年3月

私は、婚姻後の平成8年12月ごろ、国民年金第3号被保険者の手続を区役所で行った際、窓口で国民年金保険料の未納期間があると言われた。納付した時期及び保険料額については憶<sup>おぼ</sup>えていないが、区役所で数か月分の未納期間の保険料を納付書でまとめて納付したと思う。

未納と指摘された期間の国民年金保険料については、すべて納付したはずであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいなかい。

### 第3 委員会の判断の理由

数か月分の国民年金保険料を納付書で納付したとする申立人の主張については、申立人のオンライン記録では、申立期間直後の平成8年4月の保険料を現年度保険料として9年2月18日に納付していることが確認でき、この保険料は加入手続後に納付書で納付したものと考えられる上、同年3月3日にも納付書が発行されていることが確認できるが、その時点で、申立人の保険料が未納であった期間は申立期間のみであったため、当該納付書は過年度保険料となる申立期間のものとして発行されたものであり、当該納付書により申立期間の保険料を納付したものと考えられることから、不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、第3号被保険者の手続を行った時点で、平成8年2月から同年4月までの国民年金保険料を納付する必要があることを認識していたものと考えられ、現に、同年同月の保険料を納付していることから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である上、申立期間当時、

申立人の夫の厚生年金保険の標準報酬月額は、最高等級であり、保険料を納付する資力は十分にあったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

国民年金制度発足時の昭和36年4月ごろに、私の妹が私の国民年金の加入手続を行ったはずである。加入手続後の国民年金保険料については、私が妹に1か月当たり100円を渡し、妹が家族全員分の保険料を3か月ごとに集金人に納付していたにもかかわらず、私のみ申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妹が集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、申立期間当時、集金人制度が存在し、保険料の納付周期が3か月であったことが確認できる上、申立人が妹に渡し、妹が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妹が家族全員分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、その妹、母親及び義弟の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、前納制度を利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 4099

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月、同年9月及び57年1月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月及び同年9月  
② 昭和57年1月から58年3月まで

私は、昭和56年7月に会社を退職した際、母親に勧められて区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、加入手続の際に手元にあった1万円ぐらいを使って、その場で納付書により納付した記憶がある。申立期間②の保険料については、58年4月に就職した後に、さかのぼって7万円から8万円ぐらいの金額をまとめて納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和56年8月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った際、その場で納付書を作成してもらい国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間①当時、区役所では現年度の保険料の収納業務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間①の保険料とおおむね一致していることから申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、昭和56年8月と推認できることから、国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、昭和58年4月に就職し、同年の秋ごろに区役所に電話をして未納期間の納付書を送付してもらい、国民年金保険

料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、その時点では、申立期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった上、申立人がまとめて納付したとする保険料額は、申立期間②の保険料を実際に過年度納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

- 3 申立人は、昭和 56 年 10 月から同年 12 月までの期間に、国民年金保険料が充当された記録があることから、本来、特殊台帳が保管されるはずであるが、保管されていないことから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

また、申立人は、申立期間後に国民年金保険料の未納は無く、口座振替により前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ 2 か月及び 15 か月と短期間又は比較的短期間である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 4100

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで

私は、20歳になったころ、自ら国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付し始めた。申立期間当時は、住み込みでA店で働いており、加入手続きについての記憶は無いが、保険料の納付によって大人になったと実感したことが印象に残っている。国民年金に加入してから未納がないように納付してきたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

20歳のころに国民年金に加入し、国民年金保険料を未納がないように納付してきたとする申立人の主張については、申立人の年金手帳は、特殊台帳により、申立人が20歳であった昭和44年7月に発行されたことが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと考えられること、及び加入手続き時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことから、不自然な点は見当たらない。

また、申立人は申立期間を除き、約40年にわたって国民年金保険料をすべて納付しており、保険料を前納している年度も多いなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められることに加え、申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

さらに、申立人の姉は「申立期間当時、弟（申立人）は住み込みでA店の修業に行っており、国民年金保険料については、実家に帰ってきた際、未納がないように銀行で納付していた。」と具体的に証言していることを考え合わせると、申立人は申立期間の保険料のみを未納にしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 4101

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から平成元年 3 月まで

私は、20 歳になったときは大学生であったが、町役場から国民年金の加入勧奨の案内が届いたので、父親が町役場で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、父親が両親の分と合わせて 2 万円ぐらいを毎月集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月集金人に納付したと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時集金人制度が存在し、納付周期が 1 か月であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の父親は、「息子（申立人）が 20 歳になったときに、町役場から国民年金の加入勧奨の案内が届き、町役場で加入手続を行った。」旨証言している上、当時の加入勧奨の案内書を現在も所持していることから、主張は一貫性があり、基本的に信用できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする父親は、申立期間当時、親子 3 人分の保険料を毎月 2 万円ぐらい納付していたと述べており、実際に 3 人分の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している。

加えて、申立人の父親は、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の兄が 20 歳になったときも、その父親が兄の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとしており、当該保険料は納付済みとなっていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

A社B工場の事業主は、申立人が昭和33年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和35年12月19日から36年12月12日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年12月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月1日から34年12月1日まで  
② 昭和35年12月19日から36年12月12日まで

私の夫は、昭和12年から36年12月までA社の工場で継続的に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

A社を退職してD社に転職しているが無職の期間は無かったので、記録の訂正をしてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された健康保険被保険者資格喪失届から、申立人は当該期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、昭和33年12月1日に厚生年

金保険被保険者資格を取得し、34年12月1日に同資格を喪失した基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

さらに、上記の者の被保険者番号は申立人の被保険者番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、A社B工場の事業主は、申立人が昭和33年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、34年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社から提出された申立人に係る厚生年金保険資格喪失台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和35年12月19日に同社本社工場から同社B工場に異動）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B工場は、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社本社工場への事務一元化により、昭和35年1月1日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日に資格喪失している者は、同日付けで、同社本社工場で被保険者資格を取得していることから、申立人の当該期間における被保険者資格は、本来、同社本社工場において引き続き有すべきものである。

また、当該期間の資格喪失日については、A社は昭和36年12月30日と回答しているが、申立人が同社から転職したD社での資格取得日が同年12月12日となっていることから、同日にすることが妥当である。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社工場における昭和35年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び同僚の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や事業主による申立てどおりの資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和35年12月19日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人の同年12月から36年11月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川厚生年金 事案 3650

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和25年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月31日から同年10月24日まで

夫は、昭和20年2月12日から54年7月31日に退職するまで、A社に継続して勤務していた。ところが、25年8月31日から同年10月24日まで厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査して申立期間について被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社から提出された在職証明書及び社員記録から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し(同社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A社B工場は昭和25年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の摘要欄に「全員転勤」の記述及び申立人の資格喪失日の下欄に「転勤」の押印があることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和25年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 18 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

また、平成 18 年 7 月 7 日に支給された賞与において、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同日の標準賞与額に係る記録を 29 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで  
② 平成 18 年 7 月 7 日及び同年 12 月 8 日

私の A 事業所における、平成 17 年 9 月から 18 年 8 月までの標準報酬月額及び同年 7 月と同年 12 月の標準賞与額が実際の支給額より低い額で届け出られているので、支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成 18 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、A 事業所の給与台帳の記録から、申立人は、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 6 月 1 日までの期間については、上記の給与台帳により、申立人は当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このことについて、事業主は、平成 18 年 5 月 22 付けで 16 年 6 月 1 日

にさかのぼって被保険者資格を取得させ、当該期間においては保険料の控除はせず、さかのぼった期間に係る保険料の納入の告知が来た時点で、当該告知額を申立人と折半した旨を述べている。

また、申立期間①のうち、平成 18 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、上記の給与台帳により、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額が、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人に係る平成 18 年 6 月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、上記の給与台帳の記録から、申立人は、当該期間のうち、平成 18 年 7 月 7 日の賞与において、その主張する標準賞与額（29 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 18 年 12 月 8 日の賞与については、上記の給与台帳により、申立人が事業主により賞与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準賞与額が、社会保険事務所に届け出られた標準賞与額を下回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていない旨を回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年6月1日から同年7月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

また、平成18年7月7日に支給された賞与において、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同日の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年9月1日から18年9月1日まで  
② 平成18年7月7日及び同年12月8日

私のA事業所における平成17年9月から18年8月までの標準報酬月額及び同年7月と同年12月の標準賞与額が、実際の支給額より低い額で届け出られているので、支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成18年6月1日から同年7月1日までの期間について、A事業所の給与台帳の記録から、申立人は、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年9月1日から18年6月1日までの期間については、上記の給与台帳により、申立人は当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このことについて、事業主は、平成18年5月22日付けで17年1月1

日にさかのぼって被保険者資格を取得させ、当該期間においては保険料の控除はせず、さかのぼった期間に係る保険料の納入の告知が来た時点で、当該告知額を申立人と折半した旨を述べている。

また、申立期間①のうち、平成 18 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、上記の給与台帳により、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額が、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人に係る平成 18 年 6 月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、上記の給与台帳の記録から、申立人は、当該期間のうち、平成 18 年 7 月 7 日の賞与において、その主張する標準賞与額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 18 年 12 月 8 日の賞与については、上記の給与台帳により、申立人が事業主により賞与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準賞与額が、社会保険事務所に届け出られた標準賞与額を下回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていない旨を回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から6年4月1日まで

私は、人材派遣会社のA社に平成5年3月に派遣社員として入社し、B社へ派遣され、6年3月末まで勤務していた。5年3月は研修で、同年4月からの1年間の契約だった。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、A社を平成5年4月末で辞めたことになっている。

同僚の記録は正しいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、平成5年3月にA社に入社し、同年4月1日から1年間の契約でB社のC業務に派遣され、この間の勤務形態及び業務内容に変更は無く、申立期間について、継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当時、申立人と同様にB社に派遣され、同様の業務を行っていた同僚として9名を挙げているが、オンライン記録によると、9名のうち6名の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、いずれも平成6年4月1日であることが確認できる。なお、同日より前に資格を喪失している3名のうち、連絡の取れた2名は、「1年契約の仕事であったが、私は途中で退社したので、私の被保険者記録は正しい。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成5年4月のA社におけるオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、資料が無いため不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が平成5年5月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から6年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年9月13日から20年10月21日までの期間について、事業主は申立人が19年9月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年10月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を20円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和20年10月21日から21年7月13日までの期間について、事業主は申立人が20年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年7月13日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人のC社D事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を昭和20年10月から21年3月までは40円、同年4月から同年6月までは30円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年9月13日から20年10月21日まで  
② 昭和20年10月21日から21年7月13日まで

私は、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間①については、昭和19年9月ごろに国の徴用によりA社B事業所へ強制的に異動させられ、そこで勤務していたが、厚生年金保険に加入していないことになっている。また、申立期間②については、終戦により徴用が終わり徴用前の勤務先であるC社D事業所に戻ったが、この戻ってからの20年10月21日から21年7月13日までの記録が欠落している。

これら申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

また、申立人と同時にC社D事業所からA社B事業所に徴用により異動し、徴用解除によりC社D事業所に戻った複数の同僚は、当該期間において、A社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者となっている。

一方、E事務センターによると、当時A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を管理していたE社会保険事務所（当時）は、昭和28年2月に火災に遭っており、その際に当該名簿は焼失しているとしており、申立人の記録が焼失してしまった可能性は否定できない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれらによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを踏まえて本件をみるに、申立人が当該期間中に継続して勤務していた事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は申立人が昭和19年9月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年10月21日とすることが妥当であると判断する。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A社B事業所における徴用される直前の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、20円とすることが妥当である。

申立期間②については、当時の同僚が、「申立人と同時期にA社からC社に戻り一緒に働いた。」と証言しており、当該同僚には、同社における厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳から、申立人と同姓同名で同じ生年月日の者が、C社において、昭和20年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年7月13日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者台帳の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が、昭和20年10月21日に厚生年金保険被保

険者の資格を取得し、21年7月13日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記被保険者台帳の記録から、昭和20年10月から21年3月までは40円、同年4月から同年6月までは30円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

C社の事業主は、申立人が昭和21年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年4月5日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年8月から22年5月までは180円、同年6月から23年3月までは400円とすることが妥当である。

また、D社の事業主は、申立人が昭和24年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月から23年4月まで  
② 昭和23年5月から27年7月まで

社会保険事務所に遺族年金の手続を行った際、夫が保管していた昭和35年6月付けの履歴書により、2か所の事業所の年金記録が回復された。

当該履歴書に記載されている、A社においてE業務に就いた昭和21年3月から23年4月までの期間及びB社においてF業務に就いていた同年5月から27年7月までの期間の年金記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和21年8月1日から23年4月5日までの期間について、A社と名称が一部異なるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同生年月日の者の昭和21年8月1日から23年4月5日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認された。

また、申立人の妻及び申立人の妹は、申立人は、A社では従兄弟と一緒に勤務していたと述べていた旨供述しているところ、上記名簿において、この従兄弟と同姓同名の者が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められることから、C社の事業主は、申立人が昭和21年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年4月5日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和21年8月から22年5月までは180円、同年6月から23年3月までは400円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和21年3月から同年8月1日までの期間について、上記の被保険者名簿から、C社は同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社の事業主及び当時の同僚から証言が得られず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②のうち昭和24年2月1日から同年5月1日までの期間について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同生年月日の者の同年2月1日から同年5月1日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認された。

一方、申立人の妻は、履歴書を基に、申立人が当該期間においては、B社に勤務していたと述べている。

しかしながら、当該履歴書にはD社についての記載は無いものの、申立人の妻は、「夫は、履歴書は就職準備のため他人に書いてもらったものであり、省略や期間の相違が多少あると述べていた。」と供述しているところ、同社以外にも当該履歴書に記載の無い事業所における厚生年金保険被保険者記録が複数確認できる。

また、申立人の妻は、「当時、夫は自宅近くの事業所で勤務していたと聞いている。」と述べており、当該期間と近接した時期において申立人が厚生年金保険被保険者となっている複数の事業所は、申立人の当該期間における住所から近いことが確認できるところ、申立人の妹は、「D社の所在地までは自宅から自転車等で通勤可能な距離であった。」旨を証言している。

さらに、オンライン記録において、申立人と同姓同名で同じ生年月日の被保険者は、申立人以外に確認できない。

これらの事実及びその他の事情を含めて総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められることから、D社の事業主は、申立人が昭和24年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、3,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち昭和23年5月から24年2月1日までの期間及び同年5月1日から27年7月までの期間について、B社の複数の同僚から事情聴取したものの、申立人が同社に在籍していたとする証言は得られなかった。

また、B社は既に解散しており、申立人の厚生年金保険料控除の有無を確認できる資料は無い。

さらに、D社についても、調査を行ったが、同社は既に解散している上、同僚は、申立人を記憶していないと証言している。

このほか、当該期間について、B社及びD社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和42年4月1日に入社し、48年4月1日付けでグループ会社であるB社に転籍になるまで継続して勤務していた。

しかし、A社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

被保険者資格喪失年月日の届出の誤りについては会社も認めているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間に継続してA社に勤務し（昭和48年4月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としているが、事業主は申立人に係る資格喪失届を昭和48年3月31日として提出したと回答していることから、事業主が申立人の資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人

に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年10月18日から12年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月18日から12年4月1日まで

私は、平成11年10月18日から12年4月1日までA社に勤務し厚生年金保険に加入していた。毎月の給料は17万円だったのに、社会保険事務所（当時）の記録では標準報酬月額が9万8,000円であることに気が付いた。社長は経営が苦しいとこぼしていたが、こんなことになっているとは思ってもよらなかった。給料の17万円に見合う年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち平成11年10月18日から12年1月1日までの期間について10万4,000円とすることが必要

である。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、事業所が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額と同額であることから、申立人の当該期間に係る申立てを認めることはできない。

なお、事業主が申立人の平成 11 年 10 月から同年 12 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和34年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月31日から同年11月1日まで  
オンライン記録では、昭和34年10月31日から同年11月1日までの記録が欠落している。船員手帳には同年5月4日に雇入れ、同年10月30日に雇止めと記録されている。申立期間は船上勤務から地上勤務の移動であり、継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及び事業主からの在職証明書から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和34年10月31日に、船上勤務から地上勤務に変更）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年11月の社会保険事務所(当時)の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 神奈川厚生年金 事案 3659

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和26年7月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年7月4日から27年12月1日まで

私は、昭和24年4月に入社し、63年に定年退職するまでA社に勤務していたが、26年7月4日から27年12月1日までの同社B支店に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の保管する人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和26年7月4日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和27年12月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 神奈川厚生年金 事案 3660

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで  
厚生年金保険の記録によると、昭和59年3月の加入記録が欠落している。私は、58年3月28日にA社に入社し、59年4月1日に系列会社であるB社に移籍になったが、申立期間も継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事台帳の記録、履歴書、人事稟議書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和59年4月1日にA社から系列会社であるB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和59年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申

立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川厚生年金 事案 3661

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成12年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月29日から同年10月1日まで

私は、平成11年12月16日にA社に入社し、18年9月30日に同社を退社するまで、出向はあったものの一貫して同社で同じ仕事をしてきた。B社への移籍を求められ、同意し12年10月1日に同社に移籍したが、同年9月29日から同年10月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言及び申立人の詳細な供述から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し（平成12年10月1日にA社からB社へ移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年8月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和45年3月16日に、同資格の喪失日に係る記録を46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、45年3月から同年6月までは3万円、同年7月から46年7月までは3万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月16日から46年8月1日まで  
高等学校卒業後、学校の紹介で昭和45年3月にA社に就職し、46年7月末まで勤めた。入社してすぐ厚生年金保険被保険者証をもらい、厚生年金保険料及び健康保険料はきちんと引かれていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び複数の同僚の証言並びに申立期間以降に入社したB社が保管している申立人の履歴書から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、「はじめて厚生年金保険被保険者資格を取得した年月日」が昭和45年3月16日となっていることが確認でき、厚生年金被保険者手帳記号番号払出簿に記載されている資格取得日と同日であることが確認できる。

さらに、上記の払出簿に厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和45年3月16日と記載されている58名の同僚は、オンライン記録において、同日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和45年3月16日に、同

資格の喪失日に係る記録を 46 年 8 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に同期入社した同僚の申立期間におけるオンライン記録から、昭和 45 年 3 月から同年 6 月までは 3 万円、同年 7 月から 46 年 7 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和59年7月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、41万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年6月16日から同年7月16日まで  
私は、入社から定年退職まで、同一会社に継続して勤務しており、途中で辞めたことはない。

厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間の記録が欠落しているが、同一会社内の転勤であるので欠落が生じるはずがない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届並びにA社の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和59年7月16日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の加入員資格喪失届及び同資格取得届によると、申立人が昭和59年7月16日にA社B事業所で加入員資格を喪失し、同日に同社C事業所で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、D企業年金基金によると、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）に提出していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和59年7月16日に申立人のA社B事業所における

厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和59年6月の厚生年金基金の記録及び同年5月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月12日から同年10月1日まで  
平成12年6月12日からA社に勤務しているが、うち、同年6月から9月までの標準報酬月額は、社会保険庁（当時）の記録では26万円になっている。しかし、厚生年金基金の記録では標準報酬月額が30万円になっている上、給与明細書を見ても30万円に見合う保険料が控除されているので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主は、平成12年8月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出時に、申立人に係る取得時報酬の残業見込み分の届出漏れに気づき、すぐに「取得時報酬訂正」の届出を行ったとしているところ、事業主が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書には、「厚年の従前260千円」、「厚年の決定300千円」と記載されているとともに、同通知書の備考欄には、「取得時訂正済」及び「6月12日入社」の記載並びに「保険者決定」のゴム印が押されていることが確認できる。

また、A社が加入しているB厚生年金基金が保管している申立人に係る厚生年金基金加入員台帳から、申立期間に係る標準報酬月額が、平成12年8月14日付けで30万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、事業主は、保険料は翌月控除であるとしているところ、申立人が保管している平成12年7月分から同年10月分の給与明細書から、標準報酬月額30万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成11年9月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月21日から同年9月21日まで

私は、B事業をしているA社に平成6年3月21日に正社員として入社し、退職する11年9月20日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年8月21日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成11年9月分の出勤簿（同年8月21日から同年9月20日まで）、同年9月分給与に係る「支給控除項目一覧表」及び同社の回答により、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の支給控除項目一覧表の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における平成11年7月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、事業主が平成11年8月21日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険

料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和35年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和32年11月1日から平成2年4月1日までの期間、A社に継続して勤務していたが、同社から同社B営業所に異動した際の昭和35年10月31日から同年11月1日までの期間の船員保険被保険者の記録が欠落している。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が発行した在職証明書、発令情報一覧及び事業所の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年11月1日に同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和35年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和35年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年10月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納

入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 9 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得し、25 年 2 月 27 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 9 月 1 日から 25 年 2 月 27 日まで  
私の船員保険の記録は、昭和 25 年 9 月 1 日からとなっているが、24 年から 25 年までの期間のうち 5 か月ほど、A 氏所有の船舶 B の船員として働いていたので、申立期間の船員保険の被保険者記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 氏所有の船舶 B の船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日の同じ者が、昭和 24 年 9 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得し、25 年 2 月 27 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳にも、A 氏所有の船舶において同期間に係るほぼ同一内容の得喪の記録があることから、当該記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する昭和 24 年 9 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得し、25 年 2 月 27 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び上記被保険者台帳の記録から 3,000 円とすることが妥当である。

## 神奈川国民年金 事案 4102

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年3月まで

私は、昭和46年1月に市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、現在所持している年金手帳を夫婦一緒に交付されたことを憶えている。加入手続後の国民年金保険料については、当時居住していた団地に出張徴収に来ていた金融機関の職員に、私が、夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月に市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った際に、現在所持している年金手帳を夫婦一緒に交付されたとしており、その他の国民年金手帳を交付された憶えは無いと述べているが、その手帳の様式は49年11月以降に交付されているものであることから、申立内容と相違する。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人夫婦の手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和50年10月と推認されるが、申立人はさかのぼってまとめて国民年金保険料を納付した憶えは無く、加入手続後から定期的に保険料を納付していたとしている。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているが、その夫についても、申立期間のうち、昭和45年12月の厚生年金保険被保険者期間以外の保険料が申立人と同様に未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 1 月に市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、現在所持している年金手帳を夫婦一緒に交付された。加入手続後の国民年金保険料については、当時居住していた団地に出張徴収に来ていた金融機関の職員に、私が、夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和 46 年 1 月に市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った際に、現在所持している年金手帳を夫婦一緒に交付されたとしており、その他の国民年金手帳を交付されていないと述べているが、その手帳の様式は 49 年 11 月以降に発行されているものであることから、申立内容と相違する。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人夫婦の手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 50 年 10 月と推認されるが、申立人の妻はさかのぼってまとめて国民年金保険料を納付しておらず、加入手続後から定期的に保険料を納付していたとしている。

さらに、申立人の妻は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているが、その妻自身についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年7月までの期間、58年4月から60年10月までの期間及び平成元年2月から2年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から57年7月まで  
② 昭和58年4月から60年10月まで  
③ 平成元年2月から2年5月まで

私は会社を退職した都度、失業保険や国民健康保険とともに区役所で国民年金の加入手続を行っていたと思うが、加入手続や自分が持っている年金手帳以外の手帳については具体的に記憶に無い。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、送られてきた納付書で私が金融機関で納付していたが、保険料の月額及び納付頻度の記憶は無い。国民健康保険料とともに国民年金保険料も納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した都度、区役所で国民健康保険とともに国民年金の手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、加入手続時における年金手帳の持参の有無、納付した保険料の月額及び納付頻度についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、平成9年3月13日に付番された申立人の基礎年金番号は、昭和57年8月からの厚生年金保険の記号番号であること、及びオンライン記録では、申立期間①、②及び③の国民年金の資格が平成9年に追加されていることが確認できることから、申立期間①、②及び③当時、申立人が国民年金の加入手続を行ったとは考え難く、申立人は国民年金に加入していなかったと考え

るのが自然であり、納付書が発行されることもなく、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録では、申立人の申立期間後の納付済みとされている期間の納付日から、申立人が初めて国民年金保険料を納付したのが、平成9年3月であると認められることから、このころに申立人は初めて国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を始めたと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、平成3年4月ごろ、区役所で国民年金への加入を勧められたので、国民年金の加入手続を行ったと思う。

その際、区役所の職員に国民年金保険料を納めることができない旨話をしたところ、「申請免除という方法がある。メリットがあるので、手続をしたほうがよい。」と説明を受けたので、免除の申請手続を行った。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、これまでに年金手帳の交付を受けたことはないとするなど、国民年金の加入手続時の記憶が曖昧である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見られないことから、申立期間は国民年金の未加入期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、国民年金保険料の免除の申請手続を行ったと主張しているところ、保険料の免除の申請手続を行うには、国民年金に加入していなければならないが、上記のとおり、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料の免除の申請手続を行うことができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除の申請手続を行ったことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認める

ことはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 51 年 3 月までの期間、同年 10 月から 53 年 5 月までの期間及び 55 年 8 月から 58 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 51 年 10 月から 53 年 5 月まで  
③ 昭和 55 年 8 月から 58 年 2 月まで

私は、父親から国民年金に加入できるようになったら手続きをするように言われていたので、20 歳になった昭和 49 年\*月に自分で区役所へ行き、国民年金の加入手続きを行い、同時に付加年金の加入手続きも行った。その後、会社を退職した 51 年 10 月及び 55 年 8 月も区役所へ行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、父親が保険料を出してくれたので、私が、自宅近くの郵便局で納付書により納付していた。

申立期間①、②及び③が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、20 歳に到達した昭和 49 年\*月に区役所で国民年金及び付加年金の加入手続きを行い、会社を退職した 51 年 10 月には、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 8 月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①及び②から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間③について、申立人は、会社を退職した昭和 55 年 8 月に厚

生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人は、54年4月に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間③直後の58年3月に再び被保険者資格を取得していることが、申立人が所持する年金手帳により確認できることから、申立期間③は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付時期や付加保険料を含む納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間①、②及び③当時の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4107

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 57 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 57 年 5 月まで

私は、昭和 51 年 4 月に転居した後、しばらくしてから知人の勧めにより国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、金額などの詳細は憶えていないものの、納付書により金融機関で納付していたと記憶している。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月に転居した後、しばらくしてから知人の勧めにより国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、具体的な手続時期や納付金額等については記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 57 年 6 月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料が納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間を通じて二つの異なる市区に居住しており、複数の行政機関が続けて事務処理を誤ることも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 42 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたもの認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 42 年 2 月まで

私は、昭和 38 年 6 月に会社を退職した後に、市の職員である知人に勧められて国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、夫が店長をしていた販売店に来ていた集金人に納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和 36 年 4 月ごろに市の職員である知人に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張していたが、当委員会の調査段階で、申立人の 31 年 7 月から 38 年 6 月までの期間が厚生年金保険の加入期間であったことが判明したことにより、その加入手続を同年 7 月であると申立内容を変遷させているなど、加入手続の時期について記憶が曖昧であり国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は昭和 38 年 7 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者の記録から 42 年 3 月に払い出されていることが推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人は、当該期間を通じて同一地域に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の友人は、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その納付を開始した時期についての記憶が定かではないことから、申立人が昭和 38 年 7 月から保険料を納付していたとは特定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4109 (事案 3175 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 55 年 3 月まで

私が 20 歳を過ぎたころ、母親から、私が国民年金に加入していることを聞いた。

結婚したころ、母親から、年金手帳を受け取った。

次兄と妹の国民年金保険料も、私の分と一緒に、母親が納付していたと思う。

次兄も、次兄が結婚したころ、私と同様に母親から年金手帳を受け取っており、次兄の国民年金保険料は、20 歳から納付済みになっているのであるから、私の保険料についても、母親が、私が 20 歳になったときから、厚生年金保険加入期間も含めて、引き続き納付していたはずである。

申立期間について、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親も、既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確であり、申立人の最初に払い出された国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における国民年金被保険者の資格取得時期から、申立人の母親は、昭和 55 年 12 月から 56 年 1 月までの間に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 14 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を示す資料として、新たに申立人が作成したメモを提出しているが、そのメモには、申立期間の保険料を納付したことを推認できる記載は見られない。

また、申立人が、その母親から受け取ったとする年金手帳の色は、申立期間の始期において発行されていた国民年金手帳の色とは異なっており、申立期間の始期において、申立人の国民年金の加入手続が行われていたとする事情はうかがえないほか、委員会が聴取を行ったその兄及び妹からも、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示すまでの証言を得ることができないため、これらの資料及び証言は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、平成3年当時、学生であったが、この時、学生も国民年金への加入が義務となったため、父親が私の国民年金の加入手続を行い、父親自身の分と私の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、その父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金に加入していたその父親が、申立人の分も含めて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その父親は、申立期間においては、既に国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人については、現在基礎年金番号となっている厚生年金保険被保険者記号番号の払出しが行われていることは確認できるものの、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は、当該期間において未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 54 年 3 月

私は、昭和 50 年 3 月に結婚し、同年 4 月に現在居住している住所地への転入手続を行うと同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、自身が、昭和 50 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人は、これまで受け取った年金手帳は 1 冊だけであるとしており、その年金手帳には同年同月に国民年金の加入手続を行った記録が無く、申立内容と合致しない上、申立人自身も加入手続や保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、上述のとおり、昭和 50 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、54 年 6 月に払い出されており、その夫は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であり、申立人が国民年金に加入するには、制度上、任意加入することとなるが、申立人は、申立期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される事情はうかがえないことから、申立期間は未加入期間で、手帳記号番号が払い出された同年同月より前の保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月、60年1月及び平成6年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月及び60年1月  
② 平成6年6月から同年9月まで

申立期間①について、私が昭和59年12月に会社を退職後、市役所から国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、それに従って毎月市役所の分室で保険料を納付していた。

また、申立期間②について、平成6年6月に結婚のため会社を退職し、その後、市役所から国民年金保険料の納付書が届き、毎月市役所の分室で保険料を納付していた。

申立期間①及び②ともに国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、共に会社退職後、市役所で国民年金の加入手続を行った記憶は無いものの、市役所から国民年金保険料の納付書が届き、保険料を納付したとしているが、市役所は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことを申立人からの届出が無い限り知り得ず、加入手続前に市役所から納付書を郵送することは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立期間は、未加入期間となっており、別の国民年金手帳記号番が払い出された形跡が見当たらないことから、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4113

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から同年 10 月まで

私は、会社を退職した昭和 53 年 8 月ごろ、自宅近くの区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、詳しく憶えていないが、間違いなく納付したはずである。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 53 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録において申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した証拠としている領収書は、当時の国民健康保険の領収書であることから、当該期間の保険料を納付した証明とはなり得ない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から45年11月まで

私は、昭和42年6月ごろに国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付したように思う。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年6月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所や保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月ごろに払い出されており、申立人が申立期間当時居住していた区では、申立人の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、オンライン記録では、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した時期は、49年9月とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4115

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 12 月まで

私は、昭和 53 年 12 月ごろに、国民年金の任意加入手続を行った。その後、夫の海外勤務が決まり、56 年 4 月 1 日付けで国民年金の被保険者資格をいったん喪失したが、帰国後の 58 年 1 月ごろに、住所変更手続及び任意加入手続を行ったと思う。国民年金保険料については、納付場所及び納付方法等はよく憶えていないが、未納期間が無いように保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 1 月ごろに、国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料の納付場所及び納付方法等についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、帰国後の昭和 58 年 1 月ごろに、区役所の特別出張所の窓口で国民年金の任意加入手続を行ったと述べているが、申立人の年金手帳、特殊台帳、年度別納付状況リスト及びオンライン記録では、59 年 1 月 30 日に国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 52 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 45 年\*月ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、妻が、私が就職するまで自身の保険料と一緒に納付してくれていた。私は、母親及び妻の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人が 20 歳になった時、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまで国民年金保険料を納付し、結婚後は、その妻が保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は、20 歳になった時の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び 20 歳から結婚するまでの保険料を納付したとするその母親は、病気のため証言を得ることができず、結婚後の保険料を納付したとするその妻も、保険料を納付した時期や場所を憶えていないなど、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、その母親が、昭和 45 年\*月ごろ、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれ、結婚後、申立人が再度加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の被保険者資格を取得しておらず、申立期間当時、大学生及び大学院生であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することとなるが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4117

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年3月まで

私は、平成3年12月に勤めていた会社を辞め、家事手伝いをする事になり、姉に厚生年金保険から国民年金に切替手続きを行うよう言われたので、誰が私の国民年金の加入手続きを行ったのか憶えていないが、国民年金に加入し、私の国民年金保険料を、父親が納付してくれていたと思う。

申立期間の国民年金保険料を父親が納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成3年12月に自身の国民年金の加入手続きが行われたと思うと述べているが、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、誰が国民年金の加入手続きを行ったのか、憶えていないと述べている上、申立人の保険料を納付したとするその父親からは証言が得られないため、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、これまで年金手帳を1冊しか所持したことがないとしており、その年金手帳には、国民年金手帳記号番号の記載が無く、国民年金被保険者資格の得喪記録を示すページの「被保険者になった日」欄の最初の行には、平成18年10月と記入されていることから、申立人が初めて国民年金の被保険者となったのは、同年同月と考えられ、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできず、ほかに手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から2年9月まで

私は、会社退職後の平成元年2月に、区役所で国民健康保険に加入した際に、国民年金にも加入したと思う。私は、平成元年3月から外国留学していたが、国民年金に加入した1年ほど後に、区役所から実家の母親へ国民年金保険料の納付に関する電話があり、その後納付書が届いたので、申立期間の保険料をまとめて区役所で納付したと母親から聞いており、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年2月に国民年金の加入手続を行い、その母親が国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は加入手続を行った際の記憶が曖昧であり、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、母親から、国民年金の加入手続を行った1年後に、区役所から実家の母親へ国民年金保険料の納付に関する電話があり、申立期間の保険料を区役所でまとめて納付したことを聞いたと主張しているが、申立人は、加入手続の際に実家の母親に納付書を送付する納付書別送手続は行っていないと述べるなど、申立内容は当時の制度と一致しない。

さらに、申立人は、基礎年金番号導入後に国民年金保険料を納付した期間があるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚する前の昭和 59 年 1 月に、市役所で国民年金の加入手続きを行い、年金手帳の交付を受けた。結婚後に転居先の区役所で再加入手続きを行った際に、結婚前の国民年金の記録が新しい年金手帳に記載され、その年金手帳を現在も所持している。国民年金保険料については、納付書を使って 7,000 円ぐらいを定期的に市役所の窓口で納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前に市役所で国民年金の加入手続きを行ったが、結婚後も転居先の区役所で国民年金の再加入手続きを行い、結婚前の国民年金の記録が記載された年金手帳が交付されたと主張しているが、申立人が現在所持しているその年金手帳には、申立期間の申立人の旧姓及び転居前の住所とそれらの訂正が記載されておらず、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 10 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、過年度納付により申立期間の国民年金保険料を納付した記憶は無く、申立人が結婚前に居住していた市で、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 6 月まで

私は、20 歳になった昭和 46 年ごろ、母親から「国民年金は将来のためにととても良いものだから、加入しておく。」と言われたことを憶えている。母親は、私が結婚する前に国民年金の加入手続を行ったので、結婚後に夫が私の氏名変更手続を行った。私は、母親が、自宅に来た集金人<sup>おほ</sup>に私の国民年金保険料を納付し、領収書のような紙をもらっていたのを見たことがある。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 46 年ごろに、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の任意加入の資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは 50 年 7 月と確認でき、申立人の年金手帳及び特殊台帳でも、同様の記録となっていることから、申立期間は国民年金に未加入で保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、継続して同一区内に居住していた申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の母親は、申立人とその姉の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べているが、その姉は、申立期間は厚生年金保険加入期間又は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立人は、昭和 49 年に結婚した後、しばらくしてその夫が申立人の氏名変更手続を行うため、国民年金保険料の領収書等を区役所に持って行

き、その際にオレンジ色の手帳をもらったと主張しているが、申立人の夫は、そのころに区役所に行った記憶は無いと述べるなど、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 2 日から 35 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 11 月 8 日から 36 年 1 月 10 日まで  
③ 昭和 36 年 2 月 1 日から同年 9 月 14 日まで

私は、昭和 33 年 2 月に D 社を退職し、その時点で脱退手当金を受け取った。しかし、自分の年金記録を確認したところ、同社の次に就職した C 社、B 社及び A 社の被保険者期間についても脱退手当金の支給済みとなっていた。D 社退職後に結婚し、結婚後勤務した各事業所で厚生年金保険の被保険者となっていたことも知らなかった。脱退手当金が支給されたとする 37 年 9 月には E 町に転居しており、子供もいる中で脱退手当金を受け取れるはずがないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている D 社に係る被保険者期間について、「回答済 37. 7. 4」の押印が確認できることから、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答していることがうかがわれる上、申立期間の脱退手当金は、月数及び金額とも計算上の誤りはないなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務していた期間について、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不

自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 6 日から 43 年 3 月 20 日まで  
② 昭和 43 年 6 月 11 日から同年 10 月 20 日まで  
③ 昭和 44 年 9 月 23 日から 45 年 12 月 27 日まで  
④ 昭和 46 年 1 月 11 日から同年 7 月 21 日まで  
⑤ 昭和 49 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
⑥ 昭和 50 年 9 月 8 日から 51 年 10 月 30 日まで

ねんきん特別便を受け取り、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和42年7月から51年10月までの期間は脱退手当金を支給済みであると言われた。脱退手当金の手続を行った覚えが無く、受け取った記憶も無いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和52年1月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 3670

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から24年2月1日まで  
申立期間に勤務していたA社（後にB協同組合に名称を変更。）に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落している。  
給与明細書等はないが、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は、昭和22年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、23年5月31日に適用事業所でなくなった後、24年2月1日にB協同組合として再度適用事業所となっていることから、申立期間のうち、21年7月1日から22年7月1日までの期間及び23年5月31日から24年2月1日までの期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者となっていない。

さらに、B協同組合は既に解散しており、事業主も死亡していることから、当該期間について申立人の勤務実態は確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月1日から23年9月1日まで  
② 昭和24年3月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社B工場に勤務した期間の被保険者記録が欠落している。夫からは、「同社に入社し、一時、ほかの会社に勤めたことはあるが、その後はずっと同社B工場に勤務していた。」と聞いている。給明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間においてA社B工場に継続して勤務していたとしているが、同社が保管する人事記録には、申立人の入社日は昭和24年11月5日となっており、申立期間に係る記載はない上、同社の保管する申立人の職務経歴書には、申立期間において、別の事業所において勤務していた旨の記載が確認できる。

また、A社が保管する社会保険名簿台帳には申立人の同社B工場における資格取得日は、昭和24年11月6日となっており、申立期間に係る記載はない。

さらに、申立人は既に死亡している上、申立人と同時期にA社B工場の厚生年金保険被保険者となっている同僚も、死亡又は連絡先不明のため、証言を得ることができないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から同年9月1日まで  
② 昭和28年12月20日から31年10月まで

私は、昭和28年4月から31年10月までA社で勤務していたが、28年4月から同年9月までの期間及び同年12月から31年10月までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時の保険料控除を証明する給与明細書は残っていないが、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名を挙げた元上司の証言により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元上司及び元同僚は「申立人は雇員だった。」と供述しているところ、上記の元同僚は、「雇員及び中途採用者は入社からは厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、A社は「当時の資料を保管していないため、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったかは不明。」と回答しており、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金手帳記号番号払出簿においても、申立人の被保険者資格取得日は、オンライン記録どおりの昭和28年9月1日となっていることが確認できる。

申立期間②について、申立人が名を挙げた元同僚は、「申立人は知っているが、勤務地が違うため、詳しくは分からない。」と供述しており、上記の元上司も、「入社時は覚えているが、退職時は詳しく覚えていない。」と供述している。

また、A社は「当時の資料を保管していないため、申立てどおりの届

出及び保険料の納付を行ったかは不明。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、上記の被保険者名簿において、資格喪失日が昭和 28 年 12 月 20 日であることが確認できる以外に当該期間に係る A 社での厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 7 月 16 日まで  
社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった。申立期間は A 社 B 営業所で勤務していた。申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 営業所に継続して勤務していたとしているが、同社が保管する人事記録から、申立人が同社 B 営業所において昭和 37 年 7 月 1 日に入社し、39 年 1 月 31 日に家事都合のため退社した旨の記載が確認できる。

また、申立人が記憶する当時の A 社 B 営業所の所長及び同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が無いことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況が確認できない。

さらに、A 社が保管する厚生年金保険の加入資格届出控えの記録及び同社 B 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、同社 B 営業所において、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で昭和 39 年 7 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 12 月から 21 年 6 月まで  
② 昭和 21 年 7 月から同年 8 月まで  
③ 昭和 21 年 12 月から 28 年 3 月 10 日まで

夫は、申立期間①については、A社に正社員として勤務し、また、申立期間②については、I県の地方事務所内にあったB所に勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間③については、同級生でC社(後にD社に変更)の専務に紹介されて、C社で昭和21年12月から29年11月20日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録は28年3月10日からとなっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間後に勤務したE社が保管していた申立人の幹部志願票、F社作成の勤務記録表及び申立人の妻が作成した申立人の勤務履歴により、当該期間に申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年3月1日であり、当該期間には適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、事業主も連絡先が不明であることから、これらの者から供述を得ることができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、A社における被保険者記録は記載されていない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和

23年3月1日に資格を取得したことが確認できる5名は、全員が連絡先不明である。

申立期間②について、上記の幹部志願票及び上記の勤務履歴から、当該期間に申立人がB所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B所は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、同所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない。

また、申立人が主張していたB所の業務内容や所在地を考慮し、関係先と考えられるG省、H省、I県、J市及びK所に照会したが、いずれにおいてもB所の所在を確認することができず、同所に照会を行うことができない。

さらに、申立人は同僚の姓しか記憶していないため、当時の保険料控除等について事情を聴取できない。

申立期間③について、同僚の証言、D社の取引先であるL社の日誌、上記の幹部志願票及び上記の勤務記録表から、申立人が申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間③のうち昭和21年12月から22年2月15日までの期間については、D社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該期間から勤務していた同僚は、厚生年金保険料の控除は無かったと供述している。

また、申立期間③のうち昭和22年2月15日から28年3月10日までの期間については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した複数の同僚は、当時、同社での厚生年金保険の取扱いは工員と事務員は別であり、事務員は当初希望制で強制加入となったのは同年3月ごろからだったと供述しているところ、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚を含む10名が同年3月10日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人がD社に紹介したとしている2名の同僚のうち1名は、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、ほかの1名は、申立人は昭和24年に入社したとしているが、被保険者資格を28年5月10日に取得していることから、同社での厚生年金保険の取扱いは、従業員によって異なっていたことがうかがわれる。

加えて、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月ごろから 45 年 8 月 1 日まで  
オンライン記録では、A社で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、昭和 44 年 1 月ごろにB社からA社に移り、1年半ほど、D職として同社で勤務していた。同社の退職後に勤務したC社などでは厚生年金保険の被保険者記録があり、A社での被保険者記録だけが無い。申立期間に同社で働いていたことに間違いなく、当該期間について調査をして厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 1 月ごろから 45 年 8 月 1 日までA社で勤務していたと述べているが、申立期間に、同社において厚生年金保険被保険者記録のある同社の同僚は、「申立人は、昭和 45 年の春ごろにA社に入社したが、1か月ほどで同社を退職した。また、同社では約3か月間の研修期間があり、その間は厚生年金保険に加入しなかった。」と証言している。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録がある者で、連絡先の判明した 21 人に対して、同社における申立人の申立期間の勤務実態について聴取したところ、11 人から回答を得たが、上記の同僚以外からは申立人が同社で勤務していたとする証言が得られず、申立人の申立期間に係る上記同僚の証言を超える内容の勤務実態を確認できない。

さらに、雇用保険の記録では、申立人のA社における被保険者記録は確認できない上、昭和 45 年 5 月 21 日から 46 年 4 月 23 日までの期間は、C社において被保険者となっている。

加えて、A社では、申立期間当時の人事資料などを保管しておらず、申

立人が申立期間に同社で勤務していたかどうかについて不明であると回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、健康保険の整理番号に欠番は無く、その中に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 10 日から 38 年 11 月 1 日まで  
厚生年金保険の被保険者記録ではA社で昭和 38 年 11 月 1 日に資格を取得したこととなっているが、私は、37 年 4 月 10 日から 41 年 9 月末まで同社でC作業に従事し、給料は同社からもらっていた。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社の業務を行っていたことは推認できる。

しかしながら、複数の者が、「当時、申立人は、申立人の兄が親方のB班に属していた。B班は、A社の下請業者であった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人の兄がA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得しているのは昭和 38 年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人が所属していたB班とは異なる下請業者の班に所属していたとする者は、「A社に直接雇用されるまでは、自分の班の親方から給料をもらっており、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から 64 年 1 月 1 日まで  
申立期間は、国民年金保険料を納付しているが、A社を親会社とするB社（現在は、C社）に勤務していた。年金手帳にはA社の被保険者となった日が昭和 62 年 5 月 1 日と記載されており、厚生年金保険と国民年金と二重に保険料を支払っていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した年金手帳に、A社の「被保険者となった日 昭和 62 年 5 月 1 日」、「被保険者でなくなった日 平成元年 10 月 14 日」との記載及び同社名の押印が確認できる。

また、申立人はA社に勤務したことがないと供述しているところ、オンライン記録では、申立期間以後の昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 10 月 14 日までの期間について、申立人の同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらのことから、申立人は申立期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同社が申立人の同社に係る資格取得日を昭和 64 年 1 月 1 日、資格喪失日を平成元年 10 月 14 日と社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認でき、これは、オンライン記録とも一致する。

また、E健康保険組合は、「申立人の同組合での加入期間は、昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 10 月 14 日までであり、申立期間における加入状

況は不明。」と回答している上、企業年金連合会も、「A社が加入するF厚生年金基金に係る申立人の加入記録は、昭和64年1月1日に資格取得、平成元年10月14日に資格喪失となっている。」と回答しており、いずれもオンライン記録と一致している。

さらに、B社は、D社に改称をした後の平成11年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 3 日から 48 年 2 月 21 日まで  
私の A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金支給済みの記録となっていた。私は退職時に会社からも社会保険事務所（当時）からも脱退手当金についての説明は受けていないし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社在職中に婚姻しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、同社退職後の昭和 48 年 4 月 23 日に旧姓から新姓への変更が記載されており、申立人の脱退手当金が同年 5 月 9 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたものと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間の脱退手当金は、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失から約 2 か月後に支給されていることが確認でき、支給金額は法定支給額と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 1 日から同年 8 月 20 日まで  
A社に入社してから1か月は同社設立準備の段階だったが、申立期間は正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和62年3月23日から同年5月31日までの期間について、A社に係る申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人がA社に勤務していたことを記憶していた同僚は、申立人の勤務期間を記憶しておらず、当該期間以外の期間については、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は昭和62年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前の期間は、同社は厚生年金保険の適用事業所でない上、同年3月の同社設立準備期間から同社に勤務したとする者は、入社から3か月後に同社の厚生年金保険に加入したとしている。

さらに、A社に係る昭和62年6月1日から同年8月20日までの期間のオンライン記録の資格取得者に申立人の氏名は無い。

加えて、A社の事業主の所在は不明である上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 15 日から平成 2 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 61 年 4 月 1 日から平成 10 年 11 月 15 日まで継続してA社で正社員（B業務）として勤務したが、夫の海外への転勤に同行するため、昭和 63 年 6 月 15 日から休職し、平成 2 年 4 月 1 日に復職した期間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。休職の際、社会保険の資格喪失について説明を受けた記憶は無く、無給であっても会社が保険料を全額納付していたはずなので、調査の上、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のC健康保険組合加入記録及び雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、A社から提出のあった申立人の源泉徴収票（昭和 63 年分、平成元年分及び2年分）により、申立人は申立期間において無給であり厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる上、同社の就業規則及び社内広報により、4か月以上の海外出張を命ぜられた者へ同行する配偶者に係る休職は、原則無給であり社会保険の被保険者資格は喪失する旨規定されていることが確認できる。

また、申立人と同様、配偶者の海外転勤の同行により休職した複数の同僚は、当該期間は無給であり、厚生年金保険料は控除されないため、厚生年金保険の資格は継続しないと認識していたと証言している。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から43年8月1日まで

私は、昭和42年8月1日から43年7月末まではB区Cに所在したA社の旧工場で、入社1年後の同年8月から同年11月5日まではB区Dに新設された同社の新工場で継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、新工場に移った昭和43年8月1日からの記録はあるが、入社した当初の工場での記録が欠落している。いずれの工場でもE業務をしており、月に25日は勤務していた。厚生年金保険料を給料から控除されていたと思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、入社時期は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、「自分よりも前に入社していた。」として挙げた同僚3名及び「自分より2か月から3か月後に入社してきた。」として挙げた同僚1名の年金記録を調査したところ、いずれも申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したのと同じ日の昭和43年8月1日に資格を取得していることから、当時同社では、一定期間内に採用した者を、同日にまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、上記の同僚のうちの1名は、「資格取得前の期間については保険料は控除されていなかったと思う。」と述べている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から同年 3 月 2 日まで

私は、昭和 32 年 2 月 1 日から同年 9 月 19 日までA社（現在は、B社）で勤務していたはずだが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

給与明細書等はないが、申立期間はA社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年 2 月 1 日からA社に勤務していたとしているが、厚生年金保険被保険者台帳においては、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 3 月 2 日、同資格の喪失日が同年 9 月 20 日と記載されており、不自然な点はみられない。

また、B社の事業主から、「当時の関係者は死亡しており、確認する資料等も無いため、申立人の在職を含め厚生年金保険の資格届出及び保険料納付については不明である。」との回答がある上、申立人と同時期にA社の厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚は、既に死亡し、又は連絡先不明のため、証言を得ることができないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月 26 日から 54 年 2 月 11 日まで  
② 昭和 63 年 10 月

申立期間①については、私がA社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給料の半額になっている。申立期間②については、私はB社で給与の減額など無かったので、1か月だけ標準報酬月額が低くなることはない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時のA社の事務担当者は、「給与計算を行っていたが、支給金額が違うとの従業員からの申出は無かった。給与計算に基づき報酬月額の届出を行っていた。」と述べている。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び当時の同僚は、「経営は順調で特に問題は無かった。」と述べており、「自身の厚生年金保険の記録について誤りがある。」旨の証言は無い。

さらに、A社は、「賃金台帳等は保管期限を経過しており、資料の提出はできない。」と回答しており、申立人も給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、オンライン記録において、当時の同僚を含めて標準報酬月額を確認したところ、さかのぼった訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録によると、標準報酬月額の定時決定の翌月に、随時改定により標準報酬月額が増減している者が、申立人以外にも複数名存在しており、B社が報酬月額の変動に対応して、標準報酬

月額の変更届を届け出ている状況がうかがえる。

また、B社は既に存在しないため、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人は給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認することができない。

加えて、オンライン記録において、当時の同僚を含めて標準報酬月額を確認したところ、さかのぼった訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から 5 年 6 月 30 日まで  
平成 4 年 8 月 1 日から 5 年 6 月 30 日までの標準報酬月額が低く記録されている。申立期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、50 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成 5 年 6 月 30 日）の後の同年 9 月 1 日付けで 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時 A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが、オンライン記録や同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額に係る記録訂正処理について記憶が無いとしているものの、平成 5 年 5 月 1 日に従業員 2 名が資格喪失しているため、当該記録訂正処理が行われた日（平成 5 年 9 月 1 日）において在籍していたのは、申立人のみであることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、その処理が無効であると主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年ごろから29年2月1日まで  
② 昭和33年3月から34年3月1日まで

私は、昭和26年ごろA社にF職として入社し、31年6月5日まで勤務したが、29年2月1日以降の厚生年金保険の被保険者記録しかなく、3年ほど記録が欠落している。また、A社を退職後C地区に転居し、33年3月ごろに知人の紹介でB社にF職として入社し、34年6月28日まで1年3か月間勤務したが、同年3月1日以降の3か月間の厚生年金保険の被保険者記録しかないので、調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言及び申立人の業務内容についての詳細な記憶から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日と同日の昭和29年2月1日に65名が被保険者資格を取得しており、このうちの5名は、勤務開始と資格取得の時期とは9か月から4年程度相違していると供述しているほか、同日以前の直近の資格取得は、1年以上前の27年12月となっていることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしておらず、29年2月1日に、従前から勤務していた者を一括して加入手続を行ったことがうかがえる。

また、上記の5名は、A社における被保険者資格取得日より前の期間の保険料控除についての記憶があいまいであり、同社は、当時の資料が無く、申立人の在籍並びに申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の控除は不明と回答している。

申立期間②について、申立人の当該期間における出来事の記憶及び同僚の供述から、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人をB社に紹介した同僚の同社における被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和34年3月1日となっている。

また、上記の同僚は、昭和34年3月1日より前に、郷里（D県E市）とB社を行き来し、少なくとも6か月間の勤務を2回繰り返しており、この間の保険料控除はされていなかったと認識していると供述している。

さらに、B社は、「昭和30年から40年代はF職の人手が不足すれば、D県E市からF職を募集し、働いてもらっていたが、短期間の就労であるため、その期間は厚生年金保険の加入は行わなかった。」と回答している。

加えて、B社は、工場移転及び火災により、当該期間における申立人の在籍並びに申立てどおりの届出及び保険料控除について確認できる資料は保管していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月1日から29年4月29日まで  
② 昭和30年7月1日から32年11月1日まで

B社とA社に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、脱退手当金の支給済みとの回答をもらった。しかし、脱退手当金の手続を行った覚えは無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から昭和34年9月15日に当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、申立人が勤務した2社は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている上、2社に係る申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和63年11月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 3687

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 7 日から 36 年 7 月 16 日まで  
平成 19 年 10 月に社会保険事務所（当時）から厚生年金保険の期間照会の回答を受けたが、そこにはA社に勤務していた期間は脱退手当金を支給済みであると記載されていた。

その期間照会で判明した3か所の事業所のうち、中途の期間であるA社だけが脱退手当金を受給したことになっていることに疑問を感じている。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年7月16日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている96名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、91名に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち88名は資格喪失日から8か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、同一資格喪失日の者で同一支給決定日の者が多数見受けられることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、昭和37年3月8日に支給決定されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

私は、前職から間を空けずに昭和 60 年 7 月に A 社に正社員として入社し、B 業務をしていたが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは同年 12 月 1 日であり、厚生年金保険の被保険者期間に欠落期間がある。社員 4 人の小さな事務所であったが、経理関係は事業主の妻がしっかりとやっていたので、欠落期間があるのは考えられない。調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚から提出された同社が作成した昭和 61 年 1 月の年賀状に、申立人の名前が確認できることから、この同僚は、年賀状の作成は前年の 11 月下旬ごろから行っていたと述べていることから、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得する 60 年 12 月 1 日以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の現在の事業主（申立期間当時の事業主の妻）は、厚生年金保険及び雇用保険は同時に加入させていたと回答しているところ、申立人の同社における雇用保険の被保険者期間は、昭和 60 年 12 月 1 日から 61 年 12 月 30 日までとなっており、オンライン記録と一致しているほか、申立期間同時に同社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚 2 名についても、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者期間が一致していることが確認できる。

また、現在の事業主は、申立期間当時、就業規則上、採用後に試用期間を設けており、その間は社会保険に加入させない取扱いをしていたと回答しているところ、同僚照会において、A 社における在籍期間と厚生年金保

険の被保険者期間が異なっていると供述している同僚は、試用期間中は社会保険に加入していなかったと証言している。

さらに、A社の当時の事業主は既に死亡しており、証言を得ることができず、現在の事業主は、当時の資料等は無く、申立人の在籍期間については不明であると回答しているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている6名の同僚に照会したところ、回答のあった5名のうち3名は、申立人のことを記憶しているが、同社では従業員の入れ替わりが頻繁であり、短期間の在籍者も多く、申立人の入社時期及び在籍期間は覚えていないと証言しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月 26 日から同年 3 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 12 月 30 日から 48 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入月数が 59 か月となっているが、当時の給与明細書では 61 か月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、B社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入月数が 9 か月となっているが、当時の給与明細書では 10 か月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められる。

しかし、申立人は、自身のA社における退職日について、昭和47年2月25日ごろであったと述べている。

また、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は、昭和47年2月25日となっており、申立人の同社における退職日は、同日であると認められる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和47年2月26

日であり、申立人の主張する同年2月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

申立期間②について、申立人から提出されたB社の給与明細書により、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められる。

しかし、申立人は、B社では週休1日であったと述べている上、給与明細書から日給月給であったことが確認できるところ、昭和47年12月の給与明細には、「欠勤1、出勤20」と記載されていることから、申立人が、当該期間にB社に勤務していたとは考え難い。

また、雇用保険の加入記録では、申立人のB社における離職日は、昭和47年12月29日となっており、申立人の同社における退職日は、同日であると認められる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和47年12月30日であり、申立人の主張する同年12月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 10 日から 50 年 3 月 1 日まで  
私は、昭和 48 年 4 月 10 日に A 社に正社員として入社し、50 年 2 月末日に退職した。  
仕事は、B 職だった。当時の従業員は、20 人ぐらいいた記憶がある。  
A 社に勤務していた期間について厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の証言及び A 社が提出した昭和 50 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人が、申立期間当時に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 12 月 1 日であり、それ以前は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は、「会社が厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言しているところ、上記の源泉徴収簿により、申立人は、昭和 50 年 1 月及び同年 2 月において厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月ごろから28年1月まで

私は、Aクラブで下働きをしていた。ボスはE国軍人だったが給与等は日本人が取り扱っていた。当時は年金のことなど特に思っていなかったが、ある時、給与袋を見たら保険料が控除されていたことを記憶している。年金記録について調査確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、健康保険被保険者証の事業所記号が「C」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の昭和26年7月1日から27年9月1日までの記録がある上、Dの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の同年9月1日から同年11月19日までの記録があることが確認できることから、申立人が申立期間のほぼすべての期間について駐留軍の仕事に従事していたことが確認できる。

しかしながら、前記の両名簿には、健康保険の番号は付番されているものの、厚生年金保険被保険者番号は記載されていない上、「C」の事業所については、昭和26年7月1日から27年7月1日まで健康保険のみの適用事業所であったこと、Dについては、同年7月1日から28年11月1日までは健康保険のみの適用事業所であったことが、年金事務所が保管する資料から確認できる。

また、駐留軍従業員の健康保険及び厚生年金保険の適用範囲については、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知）により、昭和26年7月1日以降においては雇用関係の切換えによって、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舍施設、食堂、映

画事業等に使用される者は、強制被保険者とならないこととされた。

さらに、申立人が申立期間において共に勤務していたとする同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立期間後の昭和 28 年 11 月 1 日であることが確認できる。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びB事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人について前記の「C」の事業所及びD以外の事業所における厚生年金保険被保険者の記録を確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から 7 年 3 月 1 日まで

私は、平成 6 年 6 月 1 日から 7 年 2 月末まで、期間従業員としての雇用であったかもしれないが、A社に勤務していた。同社ではB社の工場に派遣され、C作業を行った。

この期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した従業員個別表及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の従業員個別表には、申立人に「工員」との記載が確認できるところ、A社によると、「当時の従業員の区分として、職員と工員があった。職員は常用従業員、工員は期間従業員のことである。工員は各地に派遣され、現場作業に従事していた。職員は社会保険に加入させていたが、工員については分からない。」と回答している。

また、当時の同僚は、「私は工員としてA社に入社し、後で職員となった。厚生年金保険に加入したのは職員になってからであり、工員のときは厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月18日から24年1月7日まで  
私は、昭和23年11月に15歳で進駐軍のE試験に合格し、24年1月までAでF職として働いていた。  
その後も進駐軍関係で働いたことがあり、厚生年金保険の記録にB涉外労務管理事務所での被保険者期間があるが、申立期間の被保険者記録が欠落している。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にAで勤務していたと述べているが、C防衛事務所が提出した「連合国軍関係常用使用人登録票」によると、申立人がAに雇用されていた期間は、昭和24年8月4日から25年3月6日までであり、B涉外労務管理事務所における申立人の厚生年金保険被保険者期間と一致している。

一方、上記「連合国軍関係常用使用人登録票」によると、申立期間については、Dに雇用されていたことが記載されていることから、申立人が申立期間に勤務していた事業所はDであったと認められる。

しかしながら、駐留軍労働者に対する社会保険の適用は、厚生省保険局長通知「進駐軍労働者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号）において、おおむね昭和24年1月1日を期に被保険者資格を取得させるとされている。

また、オンライン記録によると、Dを管轄するB涉外労務管理事務所は、昭和24年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているため、申

立期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 3694

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 26 日から 35 年 7 月 1 日まで

私は、大学を卒業した翌日の昭和 32 年 3 月 26 日から 35 年 6 月末日まで父が経営する A 社に勤務し、B 業務をしていた。

しかし、この A 社に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した履歴書及び複数の同僚の証言から、申立期間において、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚は、「申立人は社長の息子であった。一般の従業員は全員が社会保険に加入していたと思うが、社長の家族がどのように取り扱われていたかは分からない。」と供述している。

また、申立人の妹は、「A 社は、父が始めた会社で、母と兄、私と二人の妹たちは、当時、会社の仕事を手伝っていた。私と妹たちは、会社から給与をもらったことはないが、母と兄は、会社から給与とボーナスをもらっていたと思う。」としているところ、申立人の妹 3 人及び申立人の母親は、A 社において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、当時の事業主及び当時の経理担当者は、いずれも既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料控除について供述が得られない上、申立人も、当時の保険料控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。